平成２５年（フ）第２３５号
相模原市緑区二本松４丁目16番１―301号
債務者　大家めぐみ
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２３６号
相模原市中央区南橋本２丁目14番４号
債務者　松本　浩一
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２３８号
相模原市南区南台３丁目８番16号　ライフ南台206
債務者　佐藤　芳宏
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２３９号
相模原市中央区田名6295番地　田名団地５棟5022号
債務者　嶋津　正一
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２４０号
神奈川県座間市南栗原４丁目２番42―509号　クリオさがみ野八番館
債務者　伊澤　由一
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２４２号
相模原市中央区矢部２丁目23番６号
債務者　今井久美子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４０号
新潟県三条市田島２丁目23番13―206号
債務者　青木　　中
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第４２号
新潟県三条市西四日町３丁目７番14号
債務者　堀　　雄一
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第４６号
新潟県三条市西大崎１丁目22番16―４号
債務者　山田　希美
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第７４号
岐阜県瑞浪市山田町846番地の１　市営住宅下山田団地408号
債務者　小田　美鈴
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第２５３号
静岡県伊豆の国市寺家539番地の１　山本ハイツ２号
債務者　梅原　孝彦（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
京都府綾部市井倉町舘６番地の３　エンデバー12―215号
債務者　渡辺　　綾
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第５６４号
堺市南区原山台５丁１―22―203、住民票上の住所大阪府河内長野市小山田町496番地の34
債務者　大田　隆二
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５８５号
堺市北区東浅香山町１丁264番地１レオパレスエスポワール鹿島103
債務者　猿渡裕一郎
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６２４号
大阪府松原市河合１丁目７番16―302号
債務者　原田　憲二
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６３０号
堺市堺区中三国ヶ丘町４丁１番２号　ユバハイツ302号
債務者　小林　大治
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
佐賀県多久市北多久町大字多久原7026番地108
債務者　古川　真紀
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
沖縄県那覇市山下町19番15号
債務者　大嶺　恵美
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部